

水質汚染

那須塩原市北部には、埋め立てが終了した処分場を含め約200箇所とも言われる安定型処分場が点在する。近い将来地下水汚染が懸念される。

青木地区の最終処分場計画

青木地区産業廃棄物対策委員会

設置者〔(有)柳産業〕、それまでの計画が栃木県環境影響評価条例による環境調査を行わなければならなかったが、環境調査に膨大な時間と費用が掛かることに苦慮、環境影響調査逃れの計画変更を平成19年10月3日に県に提出。

設置者は、平成19年11月18日の青木地区における地元説明会を最後に、住民の反対運動の疲れと弱体化を待っているか、地域への一切の説明および設置を目指す活動を行っていない状態を続けている。

戸田地内最終処分場計画

戸田地区産業廃棄物対策委員会

計画地の1km以内には、稼働中の最終処分場が存在するが、1km規制が県指導要綱に盛り込まれる前の計画のため、適用外である。平成21年3月以降、事業者の目立った動きはない。

産業廃棄物処分場計画の計画と現況

- 敷地面積 / 98,934㎡(業者所有面積:28万㎡)
- 埋立容積 / 1,936,890㎡
- 埋立内容 / 安定5品目
- 埋立計画 / 樹木伐採3年後、8年間の砂利採取、11年目より23年間の埋立

産業廃棄物処分場計画の計画と現況

- 設置場所 / 戸田字東原202番地
- 敷地面積 / 29,778㎡
- 埋立容積 / 208,116㎡
- 施設種類 / 安定型処分場
- 経過
- 平成8年3月25日 事業計画書提出
- 平成9年2月20日 事前協議書提出
- 平成21年3月16日 変更事前計画書提出

安定型最終処分場の問題点

安定型最終処分場は安定5品目といわれる廃棄物のみを搬入し、素掘りの穴に直接廃棄物を埋め立てるものです。しかし現在では、安定5品目とそれ以外の廃棄物の分別が、排出元となる解体現場、中間処理施設等や、最終処分場における目視による展開検査で行われている。安定型処分場は決して安全な最終処分場ではない。目視程度で完全な分別は不可能、5品目以外の有害物質を含んだ廃棄物が素掘りの最終処分場に埋められる。県の安全基準を越えた産廃を埋め、営業停止になった最終処分場もある。しかし現在も営業は継続している。今後、埋め立て物質が雨水等により化学変化を起こし、地下水を汚染する可能性がある、現に那須塩原市が福島大学に委託した地下水の調査でも、環境ホルモンが井戸水から検出されている。



Q1 反対しても許可されてしまうのでは？

A1-1 みんなで反対の声をあげれば許可されません。^{※1}

※1)環境保全協定を締結しなければ申請を受け付けない。(知事談)

Q2 処分場は社会的に必要なのでは？

A2-1 栃木県には県外から75%も持ち込まれています。

A2-2 那須塩原市へ過度に集中し、産廃銀座と呼ばれているほどです。

A2-3 社会的責任はもう十分に果たしております。

Q3 産廃はなぜ危険なの？

A3-1 那須野大地は水源地です。

A3-2 この汚染は下流域に被害を及ぼします。

Q4 反対運動で風評被害を引き起こしませんか？

A4-1 風評被害より私たちの身体が危ないのです。今止めなければもっとできてしまいます。

A4-2 立地条件が良いために産廃施設申請が多数出されています。

水質汚染 放射能汚染

私たちと同じ市民の皆さんに
知っていたただきたい
今このまちで起きています

那須地域環境対策 連絡協議会について

本協議会は、那須地域の『人と自然と食』に係わる全ての環境問題に関し、市民の立場で環境問題等を関係者、関係機関と連絡調整を行いつつ、那須地域のグランドデザインを構想・立案するとともに、行政等に対し具体的提案を行うことを目的にしています。

農業の生産と管理販売を行う『JANAすの』、水の維持管理運営を行う『那須野ヶ原土地改良区連合』、自治会を統括運営する『那須塩原市自治会連絡協議会』と産廃処理施設設置反対委員会が発起人となり平成18年12月6日に設立し活動中です。

現在は、地域の最大の環境問題といえる『産業廃棄物処分場設置反対活動』を中心に活動中です。

『要望書』を提出しました。

市民のみなさんの声を『要望書』として8月11日付けで、栗川市長へ提出。その後、要望の約90%が実施の運びとなっています。

那須地域環境対策連絡協議会
連絡先・080-2257-9560

納得のいかない 都計審への付議。

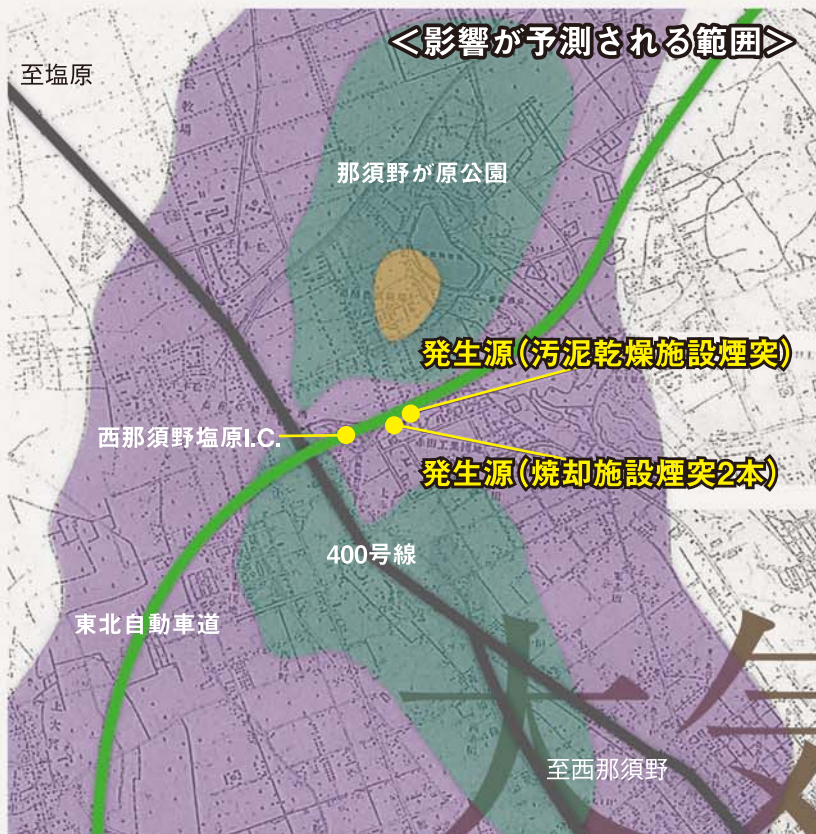
更には県に先行して 51条ただし書き 許可か？

我々住民は産廃処理施設（焼却炉）建設反対運動を5年余にわたり市を挙げて運動を続けております。この間市民の皆様には、反対署名活動や集会・デモ・講演会等にご協力とお力添えをいただいております。

しかし最近になって廃棄物処理法及び関連する建築基準法等に基づき、事業者から県や市に提出された申請書の書類審査が大詰めをむかえ、市は市長の許可権限である「建築基準法51条ただし書き」について、県の諮問機関である「都市計画審議会」へ付議し、その回答を得ると住民が反対する産廃施設を県に先立ち市として許可する方針を固めたようであり、極めて遺憾であり残念でなりません！

産廃事業の拡大とともに焼却炉から排出されるダイオキシン、放射能等有害物質の悪影響を阻止し、豊かな自然環境と次世代を担う子供たちのために、今後も反対運動を進めてまいりますので、皆様の更なるご協力をお願い申し上げます。

※1建築基準法51条但し書き「卸売市場・火葬場等近隣住民が迷惑するような特殊建築物を建てる場合は当該市町村の許可を得る」となっており、その許可権限は那須塩原市長となる。
※2都市計画審議会略して「都計審」地方公共団体（県内）に設置され、都市計画に関する調査審議を行う機関で県民の有識者が構成されている。



ダイオキシン類拡散状況図(予測)

懸念されるダイオキシンの飛散、放射性物質の飛散。



業 告 事 報

あれから90日

那須在住の科学者藤村靖之氏が語る

みんなで学ぼう那須地域の放射性物質汚染の今日と明日。

2011年6月11日(土)／那須野が原ハーモニーホール

2011年6月12日(日)／榊原会館

講演会を終えて

藤村氏は、那須地域での放射能等の調査を独自に実施し、それらのデータを参考に、那須地域における水、大気の状態、土壌汚染の現況について説明され、今後予測される汚染の経過、広がりについて講演されました。

子どもを守る事に重きを置いて活動する藤村氏の考えでは「現在、那須地域は汚染の高い状況ではありますが、子どもを安全に育てられる環境を取り戻すために、今後市民ひとりひとりが子どもを守るためにリスクを減らす行動を行う事で、十分に安全な暮らしを継続していける地域なので、みんなで頑張りましょう。」といった要旨でお話されました。

市民の皆さんからは、主に子どもへの影響を心配する不安の声と要望、市民への生活や健康に及ぼす影響、自然環境、生態系の維持に支障を来す放射能の問題に対し、今後も本市で生きていくために「那須塩原市の放射能問題

の対策に係わる要望書」を、8月11日付で那須塩原市長に提出いたしました。

3月11日から6ヶ月が経過し、様々な問題が浮き彫りになってきましたが、市民一丸となって、行政や関係各機関と連携をとり、この問題と向き合うことが出来るように活動して参ります。



Photo●6月11日那須野が原ハーモニーホール

要望書の要旨

- 1.放射能問題について市民の声を積極的に聞く場を設けること並びに対策組織を作ること。
- 2.放射線量の測定器を増やすこと
- 3.農畜産業への対策を進めること
- 4.放射能汚染された廃棄物の受け入れ規制をすること
- 5.市が所有する放射線量測定器を市民に貸し出すこと

第一に現在那須塩原市の置かれている現状を十分に認識することが大切であります。放射線の影響を受けやすい子どもたちの将来が心配でなりません。未来を担う子どもたち・市民が安心して生活するために、早急かつ適切な対応を図ることが、今、市が果たすべきことであり、市民が今後も那須塩原市で安心して生活出来るよう切に要望致します。

平成23年8月11日

— 那須地域環境対策連絡協議会 — 会長 松本 勇

放射能汚染

福島第一原発事故による那須野ヶ原地域の放射能汚染を受け、汚染の状況、判断、対応の仕方について各々が学び、今後正しく行動することを目的として、3月11日から3ヶ月後の去る6月11日、12日の2日間「あれから90日」みんなで学ぼう那須地域の放射性物質汚染の今日と明日。〜と題し、那須町在住で非電化工房の藤村靖之氏を講師にお招きして、講演会を行いました。